



### 建設業における外国人労働者の受け入れ

(益子)

ハイク行政書士法人のある新宿駅周辺では、コンビニ店員は外国人労働者の割合の方が高いほどです。みなさんも、日常生活の中で外国人労働者を見かける機会も多いのではないのでしょうか。

#### 外国人労働者の推移

日本における外国人労働者の人数は 204 万人で過去最高に達しました（令和 5 年度、厚生労働省 HP）。

国籍別ではベトナム、中国、フィリピンの順に多くなっています。

日本の人口は 13 年連続で減少しており、少子高齢化が加速する日本においては、外国から労働者を確保する必要があります。

#### 外国人労働者の受け入れ

外国人労働者が日本で働くためには、在留資格が必要となります。在留資格には複数ありますが、そのうちの 1 つに特定技能というものがあります。今回は建設業にも大いに関係のある特定技能について、詳しく説明させていただきます。

#### ○特定技能とは？

特定技能とは、2019 年 4 月に創設された新しい在留資格のことで、

労働者不足が深刻化している産業分野において、外国人労働者を確保するもので、特定技能の在留資格は 1 号と 2 号に分類されます。

- ・ 1 号…技能および日本語検定に合格し取得するものです（技能実習を修了すると、試験が免除されるものもあります）。1 号の在留期間は通算で 5 年まで、家族の帯同は許可されていません。
- ・ 2 号…1 号より熟練した技術が必要となり、検定や実務経験により取得するものです。2 号は在留期間が無制限で、要件を満たせば家族の帯同が許可されます。

#### ○技能実習生との違いは？

特定技能と似た制度で、技能実習があります。1993 年に創設された技能実習制度は、日本で習得したスキルを国に持ち帰り、自国の発展に活用するといった国際協力の理念のもと設けられた制度です。技能実習 2 号を良好に修了すれば、特定技能への移行も可能とされています。

特定技能は人手不足にある特定産業分野の人材確保のために作られたものであり、技能実習とはそもそもの目的に違いがあります。

#### ○建設業における特定技能外国人

建設業においては、技能実習生の人数的な方が多いものの、特定技能においても年々増加傾向にあります。

特定技能外国人の国別受け入れ状況では、ベトナム、フィリピン、インドネシアの順に多くなっています。2022 年には、日本で初めて 2 号特定技能外国人が建設分野において認定されました。2023 年 10 月時点では、26 人にまで増えています（国土交通省 HP）。

#### 技能実習から育成就労へ

2024 年 6 月、「技能実習制度」を「育成就労制度」に改める法律が国会で可決成立しました。

技能実習制度の問題点が社会問題となり、海外からも批判を受けたことから、新たな「育成就労制度」に変更されることとなりました。（2 ページに続く）



## Contents

- 建設業における外国人労働者の受け入れ
- 子供を寝かしつけるのにオススメの音楽 4 選
- 建設業の 2025 年問題と事業承継
- マイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まります
- 編集後記

(1ページから続き)

#### 【技能実習制度が育成就労制度に変更になる背景】

- ① 技能実習制度の目的と実態の違い  
技能実習制度は、技能の移転による国際貢献として創設されたものですが、現実には国内の労働力として重用されており、目的と実態が乖離していることが問題となっています。
- ② 技能実習生の立場の弱さ  
技能実習生の立場の弱さが社会問題となっています。受け入れ企業や、技能実習生を支援する立場であるはずの監理団体による技能実習生の人権を侵害する行為、またそれが原因と思われる技能実習生の失踪など、数多くの問題があります。

「技能実習生との違いは？」で述べた通り、技能実習制度は、人材育成による国際貢献を目的とし、終了後に実習生が帰国することを基本としています。(ただし、特定技能の在留資格を得て国内で就労を続ける道も開かれています。)

新しい「育成就労制度」は、人材育成とともに人材確保も目的とし、また終了後の特定技能資格移行を前提とした制度となります。転職等も一定の条件のもと認められるなど人権面の配慮も充実させます。

育成就労制度の実施日は法律公布の日から3年以内(2027年)とされていますが、監理支援機関(「監理団体」から名称変更)の審査、送り出し国との協定整備などの手続きが必要なため、すぐには導入されない見込みです。現行制度からの円滑な移行が期待されます。

## 子供を寝かしつけるのにオススメの音楽4選

(西郷)

こんにちは、西郷です。昨年子供が生まれ、毎日育児に奮闘しています。

私は音楽鑑賞が好きで、CDとレコードを集めるのが趣味なのですが、今回、「子供を寝かしつけるのにオススメの音楽4選」を紹介させていただきます。いま子育て中の方はぜひ聞いてみてください。

### 1. 坂本龍一「aqua」2005年発売「/05」に収録

現代日本を代表する偉大な作曲家、坂本龍一が娘の美雨に書き下ろした名曲「in aquascape」のピアノソロバージョンです。残念ながら昨年亡くなられてしまいましたが、その後公開された是枝裕和監督の映画「悪人」でも使用されていて、カンヌ国際映画祭のレッドカーペットでも流れていました。1998年発売の「BTTB」にも収録されていますが、「/05」に収録されているバージョンの方が少しスローテンポでより寝かしつけに向いています。これぞヒーリングミュージックという一曲、疲れた現代人にもお勧めです。

### 2. Awesome City Club「Lullaby For TOKYO CITY」2015年発売

男女ツインボーカルの3ピースバンド。Lullaby = 子守歌のタイトル通り、寝かしつけにはぴったりの曲です。ミュージックビデオは大都会東京の夜景にAR(拡張現実)で歌詞を浮かび上がらせたもので、部屋を暗くしてタブレットで再生して見せるとだいたい途中で寝ます。最近80年代~90年代の日本のCITY POPが再注目されていますが、当時竹内まりやとかが好きだった方にもお勧めです。

### 3. 手嶌葵「ただいま」2023年発売

優しい歌声ってこういう歌声だと思います。スタジオジブリのアニメ「ゲド戦記」や「コクリコ坂から」のメインテーマも歌っていて、そちらの方が有名かと思いますが、この曲は綾瀬はるかとか高橋一生が出演していたドラマ「天国と地獄」の主題歌です。この人の曲は全てお勧めですが、この曲は特に寝かしつけに向いています。Bメロくらいでだいたい寝ちゃいます。

### 4. MASSIVE ATTACK「protection」1994年発売

最後だけ洋楽、しかも結構古いです。だれも知らないかもしれませんが。1990年代~2000年代前半のイギリス・ブリストルを代表するグループです。このグループの別の曲はキムタクが出ていたジーンズのCMで使われたりしていました。深い重低音が特徴的なグループですが、特にこの曲は深い海の底にゆっくり沈んでいくような重低音とゲスト参加しているトレイシー・ソーンの澄んだボーカルが印象的です。全く聞いたことがない人もサブスクとかYouTubeでぜひ聞いてみてください。



以上子供を寝かしつけるのにオススメの音楽4選でした。眠れない大人にもお勧めです。ぜひ聞いてみてください。

# 建設業の2025年問題と事業承継

(島崎)

## 2025年問題と建設業界

2025年問題とは、団塊世代の約800万人が一斉に75歳以上の後期高齢者になることにより労働力不足になり、それに伴って現役世代の社会保障費の負担が増大し、医療・介護サービスの需要の高まりに人材確保が追いつかなくなる等の社会問題のことです。

建設業界も例外ではありません。作業者の高齢化による大量退職でさらに人手不足が深刻化し、若年層の建設業界離れや後継者不足のため次世代へ技術を伝える機会が少ない現状があります。廃業による雇用や技術の喪失を防ぎ、世代交代等を契機とした成長を進めるため、事業承継が一つの選択肢となっています。

## 事業承継とは

事業承継とは一般的に「経営者が会社の経営権やこれまで培ってきた経営資源を後継者に引き継ぐこと」とされ、引き継ぐ先によって以下のように分類されます。

- 親族内承継：現経営者の子をはじめとした親族に承継
- 社内承継：「親族以外」の従業員に承継
- M & A (社外への引継ぎ)：社外の第三者(企業や創業希望者等)へ株式譲渡や事業譲渡により承継  
建設業許可を引き継ぐという手続きの観点から考えると、以下のようなケースも広い意味で事業承継と言えます。
- 個人事業主から法人を設立して許可を引き継ぐ
- 法人廃業から個人事業主を開業して許可を引き継ぐ
- 相続：個人事業主の死亡後、他の個人事業主へ相続が行われ許可を引き継ぐ

## 建設業許可の事業承継制度

令和2年10月の建設業法改正で建設業許可における事業承継等に関する制度が新設されています。

制度新設前	従前の許可を廃業+新たに新規申請が必要。
制度新設後	<b>事前の認可</b> を受けることで空白期間なしに、承継者が被承継者の「建設業者としての地位」を承継する。承継者が許可要件等を備えていることが必要。

制度が新設されたことで、

- ・建設業許可番号が変わらない
  - ・経営事項審査の結果を引き継ぐことができる
  - ・廃業後新たに許可取得の必要がなくなり、500万円以上の工事を継続して受注できる
- 以上のように建設業許可の承継ができるようになっています。

## ハイク行政書士法人での事例① 個人事業⇒法人成り(A社様)

個人事業主を営んでいる間に建設業許可を取得。売上げを伸ばし従業員も増え法人化を考えましたが、許可番号も変わってしまうし、廃業→新規の許可が出るまでの間は500万円以上の工事が受注できなくなってしまうため法人化をためらっていました。

ハイク行政書士法人で事前の認可を受ける制度の運用が始まると聞き、運用開始に合わせて法人の設立と事前の認可の準備も同時並行して進め、個人事業主時代の建設業許可の地位を新たに設立した法人に引き継がせることができました。



## ハイク行政書士法人での事例② 分割承継(B社様)

グループの組織再編に伴い会社の分割・新会社の設立がなされ、吸収分割の方法により建設業許可業者たる地位を新会社に承継させたケースです。

事業の売却(事業譲渡)や合併と同じように、会社の分割の場合も、認可の手続きを経ることによって、建設業許可を承継させることが可能です。

## 事前の認可申請の時期

事業承継に必要な「事前の認可」を受けるにあたり「認可申請の時期」に注意が必要です。

事業譲渡・合併・分割といった事業承継の事実が発生するよりも前に事前の認可を得る必要があり、承継の事実発生後に承継日より前に遡って認可を受けることはできません。

認可申請の受付時期については、各自治体によってばらつきがあり、東京都の場合は「承継予定日の2か月前から25日前まで」、神奈川県の場合は「承継日の3か月以上前」といったように指定があるため、事前にスケジュールを調整しておく必要があります。

ハイク行政書士法人では建設業許可の事業承継の手続きのご相談を承っております。お気軽にお問合せ下さい。

# マイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まります

(市川)

今年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証）」を基本とする仕組みに移行します。先ごろ発足した石破内閣もスケジュールの変更はしないとの方針を示していますので、今のところ予定通りに移行するものと思われます。

すでに報道等でご存じのかたもいらっしゃると思いますが、マイナ保険証について簡単にご紹介します。

## 概要

今年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり。発行済みの健康保険証については、最大1年間（令和7年12月1日まで）は従来通り使用できるよう経過措置が設けられます。

また、下記のかたには「資格確認書」が加入する健康保険組合や自治体から交付されます。

- マイナンバーカードを取得していないかた
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていないかた
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れたかた
- 後期高齢者医療制度の被保険者で現行の健康保険証が失効するかた（令和7年7月末までの暫定措置）

## メリット・デメリット

マイナ保険証には、本人の同意があれば薬の情報や過去の特定健診の結果を医師や薬剤師などと共有できたり、限度額適用認定証を提示しなくても高額療養費制度を利用できるなどのメリットがあります。また、マイナポータルで自分の受けた治療や投薬の履歴、医療費を確認でき、転職や転居しても保険証を切り替える必要がなくなります（医療保険者が変わる場合は加入の届出が必要です）。

しかし、マイナンバーカードに他人の情報が結びついているなどの事例もあり、厚労省は全ての登録済みデータの点検を行ったとしています。セキュリティリスクは残ります。また、紛失リスクや暗証番号の管理などのデメリットも存在

します。

## 利用登録の確認方法

令和6年1月28日時点でマイナンバーカードを健康保険証として利用登録されているかたは、マイナンバーカードをお持ちのかたの約8割に上ります（政府広報）。ポイントキャンペーンの際にご登録されたかたも多いのではないのでしょうか。

ご自身が利用登録をされているかどうかはマイナポータルから確認できます。

## 健康保険証の登録情報の確認方法

①マイナポータルにログイン→②「登録状況の確認」の「健康保険証」を押す

## あわてる前に情報収集を！

自分や家族が予期せず病気になったり怪我をした時、保険証について考える余裕はないかもしれません。現在有効な健康保険証をお持ちのかたは保険証の有効期限まで（最大で令和7年12月1日まで）は移行期間があります。まずはご自身の利用登録状況を確認し、いざという時にあわてないよう、情報を入手していくことが求められます。



## 編集後記

例年より気温が高かった10月が過ぎ、今年も残り2ヶ月ほどとなりました。

ここ数年は、夏が終わると短い秋の後すぐに冬、冬の次に短い春の後すぐに夏がやってくると感じます。

涼しい気候、旬の味覚、紅葉など秋らしさを堪能できるのもこの1～2か月くらいとなりそうです。

極端な暖冬となった昨シーズンと比較すると、今年の冬は寒い日が多くなるという予報も出ているようです。

気温の変化が激しいこの時期、どうぞ体調にお気を付けてください。

さて、鳩の森は今号が今年最後の発行となります。今年もご愛読いただきましてありがとうございました。

次号は来年1月にお届けする予定です。

(熊谷)



建設業・建築士事務所登録・宅建業・産業廃棄物収集運搬業など各種許認可申請  
外国人の在留資格（ビザ）の取得・更新・変更手続き  
会社・一般社団法人・NPO法人の設立手続き  
融資申請支援（日本政策金融公庫・保証協会など）

発行：ハイク行政書士法人

東京都渋谷区代々木 2-5-1-705

電話：0120-189-819

営業時間：平日9時～18時